

小型定置網漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 小型定置網漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 周年
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度5分50秒、東経139度49分8秒の点 イ 北緯35度5分54秒、東経139度49分37秒の点 ウ 北緯35度5分38秒、東経139度49分45秒の点 エ 北緯35度5分30秒、東経139度49分19秒の点	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域内に設定されている第1種共同漁業権の漁場の区域に接する地域に住所を有する者。ただし、当該操業区域内に設定されている第1種共同漁業権を有しない者については、当該操業区域内に設定されている第1種共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。	1人
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度2分48秒、東経139度48分14秒の点 イ 北緯35度2分41秒、東経139度48分39秒の点 ウ 北緯35度2分23秒、東経139度48分30秒の点 エ 北緯35度2分28秒、東経139度48分8秒の点	〃	1人

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年7月14日から8月13日まで